

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：宍粟市農業集落排水事業特別会計

|         |                             |                    |          |
|---------|-----------------------------|--------------------|----------|
| 事業名     | 農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設（下水道事業） |                    |          |
| 事業開始年月日 | 昭和63年6月20日                  | 地方公営企業法の適用・非適用     | □適用 □非適用 |
| 団体名*    | 宍粟市                         | 職員数* (H19. 4. 1現在) | 3        |
| 構成団体名   |                             |                    |          |

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

|             |            |                  |            |
|-------------|------------|------------------|------------|
| 資本費         | 379円 (H17) | 公営企業債現在高 (百万円)   | 7,871      |
| 累積欠損金 (百万円) | -          | 利益剰余金又は積立金 (百万円) | 86         |
| 不良債務 (百万円)  | -          | 財政力指数*           | 0.365      |
| 資金不足比率 (%)  | -          | 実質公債費比率* (%)     | 17.4 (H18) |
|             |            | 経常収支比率* (%)      | 96.1 (H17) |

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容<br><input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容<br><input type="checkbox"/> 該当なし   |
| [合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：山崎町、(宍)一宮町、波賀町、千種町]<br>山崎町農業集落排水事業特別会計（農業集落排水事業）、一宮町農業集落排水事業等特別会計（農業集落排水事業）、波賀町農業集落排水事業特別会計（農業集落排水事業）及び千種町農業集落排水事業特別会計（農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業）を統合し、宍粟市農業集落排水事業特別会計（農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業）とした。 |

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

| 区分       | 内容   |
|----------|--|
| 計画名      | 宍粟市農業集落排水事業等経営健全化計画  |
| 計画期間     | 平成19年度～平成23年度  |
| 計画策定責任者  | 宍粟市長 白谷 敏 明  |
| 既存計画との関係 | 宍粟市行革大綱推進計画 (H18～22)   |
| 公表の方法等   | 市公式ホームページ、市広報誌、議会（産業建設常任委員会への報告）   |
| 基本方針     | 下水道の供用開始当初においては資本費が高額となり、また、接続率も低く収支バランスが不安定である為、一般会計からの基準外繰入に経営の安定を依存してきた背景がある。面整備については、市内全域において完了（農業集落排水平成13年度、小規模平成15年度）し供用率100%となっている。経営面では、水洗化率(平成18年度末93.44%)が高率でありこれ以上の向上は難しい状況ではあるが可能な限り未接続者への接続促進に努め、使用料収入の確保に向けた経営の安定化を図るよう努力していく。しかしながら、近年の過疎化による人口の減少傾向に歯止めがかからず、今後使用料収入に影響を及ぼすことは明らかであり、現状のままの経営は困難を極める為、料金改定を実施し、長期的に一般会計からの基準外繰入の減少に努める。具体的には、平成22年度に旧一宮町、旧波賀町及び旧千種町区域において、旧山崎町農業集落排水事業料金体系に統一を実施する計画である。（ただし、激変緩和措置として22及び23年度の2年間で改定する。）また、維持管理経費についても、市町合併を基に随時見直しを実施し、より効率的な管理方法を検討し削減に向けた取り組みを実施している。当分の間、施設の老朽化に伴う修繕経費の増加分も考慮し、毎年対前年度同額程度に抑制するように努める。 |

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

| 区 分        |         | 年利5%以上6%未満 | 年利6%以上7%未満 | 年利7%以上 | 合 計 |
|------------|---------|------------|------------|--------|-----|
| 旧資金運用部資金   | 繰上償還希望額 | 115        | 78         |        | 193 |
|            | 補償金免除額  | 19         | 21         |        | 40  |
| 旧簡易生命保険資金  | 繰上償還希望額 |            |            |        |     |
| 公営企業金融公庫資金 | 繰上償還希望額 | 55         | 34         |        | 89  |

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

| 事業債名  |         | 年利5%以上6%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満<br>(平成20年度末残高) | 年利7%以上<br>(平成19年度末残高) | 合 計     |
|---|---------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|---------|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>債   | 下水道事業債  | 114,857                   | 78,018                    |                       | 192,875 |
|   |         |                           |                           |                       |         |
|   |         |                           |                           |                       |         |
|   | 合 計 (A) | 114,857                   | 78,018                    |                       | 192,875 |
| ※<br>上<br>記<br>の<br>う<br>ち<br>一<br>般<br>会<br>計<br>負<br>担<br>分<br>(再掲) |         |                           |                           |                       |         |
|   |         |                           |                           |                       |         |
|   |         |                           |                           |                       |         |
|   | 合 計 (B) |                           |                           |                       |         |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B)   |         | 114,857                   | 78,018                    |                       | 192,875 |

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

| 事業債名  |         | 年利5%以上6%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利7%以上<br>(平成20年度9月期残高) | 合 計 |
|---|---------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|-----|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>債   |         |                           |                           |                         |     |
|   |         |                           |                           |                         |     |
|   |         |                           |                           |                         |     |
|   | 合 計 (A) |                           |                           |                         |     |
| ※<br>上<br>記<br>の<br>う<br>ち<br>一<br>般<br>会<br>計<br>負<br>担<br>分<br>(再掲) |         |                           |                           |                         |     |
|   |         |                           |                           |                         |     |
|   |         |                           |                           |                         |     |
|   | 合 計 (B) |                           |                           |                         |     |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B)   |         |                           |                           |                         |     |

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

| 事業債名  |         | 年利5%以上6%未満<br>(平成20年度9月期残高) | 年利6%以上7%未満<br>(平成20年度9月期残高) | 年利7%以上<br>(平成19年度末残高) | 合 計    |
|---|---------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|--------|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>債   | 下水道事業債  | 53,253                      | 32,695                      |                       | 85,948 |
|   |         |                             |                             |                       |        |
|   |         |                             |                             |                       |        |
|   | 合 計 (A) | 53,253                      | 32,695                      |                       | 85,948 |
| ※<br>上<br>記<br>の<br>う<br>ち<br>一<br>般<br>会<br>計<br>負<br>担<br>分<br>(再掲) |         |                             |                             |                       |        |
|   |         |                             |                             |                       |        |
|   |         |                             |                             |                       |        |
|   | 合 計 (B) |                             |                             |                       |        |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B)   |         | 53,253                      | 32,695                      |                       | 85,948 |

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

| 区 分                           | 内 容   |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
|-------------------------------|---|-------------|------------|---|--|-----|-------------|--|--|-----|---|
| 財 務 上 の 特 徴                   | <p>農排区域は、地形的要因（非住宅地面積の割合が高い）により、建設コストが高額となり処理人口1人あたりの資本費（57,797円）が、類型団体平均（31,847円）及び全国平均（32,659円）を大きく上回っている。また、小規模区域も農排区域同様に、地形的要因（非住宅地面積の割合が高い）により、建設コストが高額となり処理人口1人あたりの資本費（33,412円）が、類型団体平均（29,916円）を大きく上回っている。経営面において、農排については、使用料単価（112円）【類型団体平均119円】が維持管理費に係る汚水処理原価（189円）を大きく下回っている。これは、市町合併前の旧町時代の単価設定が低かったことと市町合併後の料金体系が未統一であり、旧町単位で単価差が生じていることによる。また、地形的要因により建設コストが割高となっていることや資本費平準化の元利償還が発生するため、今後も資本費（元利償還）が経営を圧迫するものと推測される。小規模については、農排同様に使用料単価（76円）【類型団体平均154円】が平成16年度供用開始初年度単価（50円）と比較すると改善されている状況ではあるが、維持管理費に係る汚水処理原価（859円）を大きく下回っている。これは、市町合併前の旧町時代の単価設定が低かったことによる。また、地形的要因により建設コストが割高となっていることが最大の要因であるため、今後増大する資本費（元利償還）が経営を圧迫するものと推測される。このような状況により一般会計からの基準外繰入に依存する経営が続いている。【数値は平成17年度実績】</p>  |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
| 経 営 課 題                       | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題</td> <td style="width: 85%;">① 使用料単価の統一</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>「独立採算制」が大前提となっており、収益性の悪い下水道事業にあっても自主財源の確保が最優先課題であると認識している。使用料単価があまりにも低いため即効性のある改定は困難な状況ではあるが、市町合併後の料金体系が未統一であり、使用料単価（農排112円・小規模76円）が類型団体平均（農排119円・小規模154円）を大きく下回る結果となっている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>② 維持管理経費の節減</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>課題①にも記述のとおり自主財源の確保の一環として、恒常的な施設維持管理経費の削減も実施する必要がある。農排、小規模ともに維持管理に係る汚水処理原価（農排189円・小規模859円）が類似団体平均（農排133円・小規模426円）を大きく上回っている。平成18年度では、施設維持管理業務、水質検査業務、汚泥処分業務及び薬品納入業務等の民間委託を実施したことにより維持管理に係る汚水処理原価（農排156円・小規模639円）に効果が現れている（民間委託できる業務は概ね精査を完了している。）が、依然として類型団体平均を大きく上回っている状況である。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>③</td> </tr> </table> | 課 題         | ① 使用料単価の統一 | <p>「独立採算制」が大前提となっており、収益性の悪い下水道事業にあっても自主財源の確保が最優先課題であると認識している。使用料単価があまりにも低いため即効性のある改定は困難な状況ではあるが、市町合併後の料金体系が未統一であり、使用料単価（農排112円・小規模76円）が類型団体平均（農排119円・小規模154円）を大きく下回る結果となっている。</p> |  | 課 題 | ② 維持管理経費の節減 | <p>課題①にも記述のとおり自主財源の確保の一環として、恒常的な施設維持管理経費の削減も実施する必要がある。農排、小規模ともに維持管理に係る汚水処理原価（農排189円・小規模859円）が類似団体平均（農排133円・小規模426円）を大きく上回っている。平成18年度では、施設維持管理業務、水質検査業務、汚泥処分業務及び薬品納入業務等の民間委託を実施したことにより維持管理に係る汚水処理原価（農排156円・小規模639円）に効果が現れている（民間委託できる業務は概ね精査を完了している。）が、依然として類型団体平均を大きく上回っている状況である。</p> |  | 課 題 | ③ |
|                               | 課 題   | ① 使用料単価の統一  |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
|                               | <p>「独立採算制」が大前提となっており、収益性の悪い下水道事業にあっても自主財源の確保が最優先課題であると認識している。使用料単価があまりにも低いため即効性のある改定は困難な状況ではあるが、市町合併後の料金体系が未統一であり、使用料単価（農排112円・小規模76円）が類型団体平均（農排119円・小規模154円）を大きく下回る結果となっている。</p>   |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
|                               | 課 題   | ② 維持管理経費の節減 |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
|                               | <p>課題①にも記述のとおり自主財源の確保の一環として、恒常的な施設維持管理経費の削減も実施する必要がある。農排、小規模ともに維持管理に係る汚水処理原価（農排189円・小規模859円）が類似団体平均（農排133円・小規模426円）を大きく上回っている。平成18年度では、施設維持管理業務、水質検査業務、汚泥処分業務及び薬品納入業務等の民間委託を実施したことにより維持管理に係る汚水処理原価（農排156円・小規模639円）に効果が現れている（民間委託できる業務は概ね精査を完了している。）が、依然として類型団体平均を大きく上回っている状況である。</p>  |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
| 課 題                           | ③   |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
| 課 題                           | ④   |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
| <p>課題④に関する説明は、この表の範囲外である。</p> |   |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
| 課 題                           | ⑤   |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
| <p>課題⑤に関する説明は、この表の範囲外である。</p> |   |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |
| 留 意 事 項                       |   |             |            |   |  |     |             |  |  |     |   |

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

| 年 度  |                           | 平成14年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成15年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成16年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 平成19年度<br>(計画初年度) | 平成20年度<br>(計画第2年度) | 平成21年度<br>(計画第3年度) | 平成22年度<br>(計画第4年度) | 平成23年度<br>(計画第5年度) |
|--|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 収 益 的 収 入  | 1 総 収 益 (A)               | 376                        | 374                        | 348                        | 379                        | 355                         | 346               | 353                | 346                | 338                | 335                |
|  | (1) 営 業 収 益 (B)           | 112                        | 116                        | 108                        | 110                        | 110                         | 109               | 109                | 108                | 112                | 117                |
|  | ア 料 金 収 入                 | 109                        | 111                        | 108                        | 109                        | 110                         | 109               | 109                | 108                | 112                | 117                |
|  | イ 受 託 工 事 収 益 (C)         |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
|  | ウ そ の 他                   | 3 (0)                      | 5 (0)                      |                            | 1 (0)                      |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
|  | (2) 営 業 外 収 益             | 264                        | 258                        | 240                        | 269                        | 245                         | 237               | 244                | 238                | 226                | 218                |
|  | ア 他 会 計 繰 入 金             | 249                        | 258                        | 236                        | 269                        | 245                         | 232               | 244                | 238                | 226                | 218                |
|  | イ そ の 他                   | 15                         |                            | 4                          |                            |                             | 5                 |                    |                    |                    |                    |
|  | 2 総 費 用 (D)               | 372                        | 372                        | 356                        | 392                        | 355                         | 346               | 354                | 346                | 338                | 335                |
|  | (1) 営 業 費 用               | 146                        | 145                        | 136                        | 176                        | 145                         | 147               | 160                | 160                | 160                | 160                |
|  | ア 職 員 給 与 費               | 52                         | 39                         | 38                         | 22                         | 22                          | 22                | 22                 | 23                 | 23                 | 23                 |
|  | うち 退 職 手 当                | 4                          | 3                          | 3                          | 2                          | 2                           | 2                 | 2                  | 2                  | 2                  | 2                  |
|  | イ そ の 他                   | 94                         | 106                        | 98                         | 154                        | 123                         | 125               | 138                | 137                | 137                | 137                |
|  | (2) 営 業 外 費 用             | 226                        | 227                        | 220                        | 216                        | 210                         | 199               | 194                | 186                | 178                | 175                |
|  | ア 支 払 利 息                 | 224                        | 219                        | 213                        | 207                        | 200                         | 193               | 186                | 178                | 170                | 166                |
| うち 一 時 借 入 金 利 息   |                           |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
| イ そ の 他  | 2                         | 8                          | 7                          | 9                          | 10                         | 6                           | 8                 | 8                  | 8                  | 9                  |                    |
| 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)                                    | 4                         | 2                          | -8                         | -13                        | 0                          | 0                           | -1                | 0                  | 0                  | 0                  |                    |
| 資 本 的 収 入  | 1 資 本 的 収 入 (F)           | 356                        | 375                        | 381                        | 356                        | 374                         | 424               | 459                | 505                | 389                | 381                |
|  | (1) 地 方 債                 | 74                         | 85                         | 36                         | 88                         | 193                         | 243               | 338                | 308                | 186                | 168                |
|  | (2) 他 会 計 補 助 金           | 220                        | 269                        | 329                        | 180                        | 126                         | 124               | 80                 | 192                | 198                | 208                |
|  | (3) 他 会 計 借 入 金           |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
|  | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金       |                            |                            |                            |                            |                             | 2                 |                    |                    |                    |                    |
|  | (5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金   | 45                         | 17                         |                            | 37                         |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
|  | (6) 工 事 負 担 金             | 1                          | 1                          | 4                          | 1                          | 5                           | 5                 | 5                  | 5                  | 5                  | 5                  |
|  | (7) そ の 他                 | 16                         | 3                          | 12                         | 50                         | 50                          | 50                | 36                 |                    |                    |                    |
|  | 2 資 本 的 支 出 (G)           | 356                        | 373                        | 374                        | 356                        | 373                         | 423               | 524                | 508                | 392                | 385                |
|  | (1) 建 設 改 良 費             | 161                        | 115                        | 82                         | 40                         | 4                           | 3                 | 4                  | 4                  | 4                  | 4                  |
|  | うち 職 員 給 与 費              | 8                          |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
|  | (2) 地 方 債 償 還 金 (H)       | 195                        | 256                        | 291                        | 316                        | 369                         | 419               | 520                | 504                | 388                | 381                |
|  | (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
|  | (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金       |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
|  | (5) そ の 他                 |                            | 2                          | 1                          |                            |                             | 1                 |                    |                    |                    |                    |
| 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)                                    | 0                         | 2                          | 7                          | 0                          | 1                          | 1                           | -65               | -3                 | -3                 | -4                 |                    |
| 収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)                                    | 4                         | 4                          | -1                         | -13                        | 1                          | 1                           | -66               | -3                 | -3                 | -4                 |                    |
| 積 立 金 (K)  | 5                         | 8                          |                            |                            | 1                          | 1                           |                   |                    |                    |                    |                    |
| 前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)                                    | 8                         | 7                          | 3                          | 14                         | 1                          | 1                           | 1                 |                    |                    |                    |                    |
| 前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)                                      |                           |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
| 形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)                              | 7                         | 3                          | 2                          | 1                          | 1                          | 1                           | 1                 | -3                 | -3                 | -4                 |                    |
| 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)                              | 1                         |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
| 実 質 収 支 黒 字 (P)  | 6                         | 3                          | 2                          | 1                          | 1                          | 1                           | 1                 | -3                 | -3                 | -4                 |                    |
| (N)-(O) 赤 字 (Q)  |                           |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
| 赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )             |                           |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
| 収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )       | 66.3                      | 59.6                       | 53.8                       | 53.5                       | 49.0                       | 45.2                        | 40.4              | 40.7               | 46.6               | 46.8               |                    |
| 地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R) | 0                         | 0                          | 0                          | 0                          | 0                          | 0                           | 0                 | 0                  | 0                  | 0                  |                    |
| 営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)                        | 112                       | 116                        | 108                        | 110                        | 110                        | 109                         | 109               | 108                | 112                | 117                |                    |
| 資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)                                |                           |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
| 積 立 金 現 在 高  | 189                       | 196                        | 185                        | 135                        | 86                         | 37                          |                   |                    |                    |                    |                    |
| 企 業 債 現 在 高  | 830                       | 659                        | 404                        | 176                        | 0                          | 7,695                       | 7,513             | 7,317              | 7,115              | 6,902              |                    |
| うち 建 設 改 良 費・準 建 設 改 良 費 に 係 る も の                       | 830                       | 659                        | 404                        | 176                        | 0                          | 7,695                       | 7,513             | 7,317              | 7,115              | 6,902              |                    |
| うち そ の 他 に 係 る も の                                       |                           |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

| 年 度         |                              | 平成14年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成15年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成16年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 平成19年度<br>(計画初年度) | 平成20年度<br>(計画第2年度) | 平成21年度<br>(計画第3年度) | 平成22年度<br>(計画第4年度) | 平成23年度<br>(計画第5年度) |
|-------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 収 益 的 収 支 分 |                              | 249                        | 258                        | 236                        | 269                        | 245                         | 232               | 244                | 238                | 226                | 218                |
|             | うち 基 準 内 繰 入 金               | 101                        | 82                         | 79                         | 74                         | 193                         | 182               | 184                | 184                | 183                | 207                |
|             | うち 基 準 外 繰 入 金               | 148                        | 176                        | 157                        | 195                        | 52                          | 50                | 60                 | 54                 | 43                 | 11                 |
|             | うち 料 金 収 入 に 計 上 す べ き 繰 入 等 |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |
|             | うち 赤 字 補 て ん 的 な も の         | 148                        | 176                        | 157                        | 195                        | 52                          | 50                | 60                 | 54                 | 43                 | 11                 |
| 資 本 的 収 支 分 |                              | 220                        | 269                        | 329                        | 180                        | 126                         | 124               | 80                 | 192                | 198                | 208                |
|             | うち 基 準 内 繰 入 金               | 54                         | 53                         | 94                         | 52                         | 86                          | 95                | 75                 | 92                 | 90                 | 88                 |
|             | うち 基 準 外 繰 入 金               | 166                        | 216                        | 235                        | 128                        | 40                          | 29                | 5                  | 100                | 108                | 120                |
|             | うち 赤 字 補 て ん 的 な も の         | 166                        | 216                        | 235                        | 128                        | 40                          | 29                | 5                  | 100                | 108                | 120                |

## (3) 経営指標等

(単位:%)

|                                      | 平成14年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成15年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成16年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 平成19年度<br>(計画初年度) | 平成20年度<br>(計画第2年度) | 平成21年度<br>(計画第3年度) | 平成22年度<br>(計画第4年度) | 平成23年度<br>(計画第5年度) |      |
|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------|
| 資金不足比率 (%) (再掲)                      |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
| 料金回収率※ (%)                           | 26.3                       | 22.5                       | 22.9                       | 18.6                       | 24.7                        | 22.4<br>19.3      | 19.8<br>20.4       | 18.9               | 25.0               | 28.1               |      |
| 総収支比率(法適用) (%)                       |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
| 経常収支比率(法適用) (%)                      |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
| 営業収支比率(法適用) (%)                      |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
| 累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)                |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
| 収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)               | 66.3                       | 59.6                       | 53.8                       | 53.5                       | 49.0                        | 45.2<br>42.4      | 43.6<br>43.7       | 40.9               | 46.7               | 47.1               |      |
| 不良債務比率(法適用)又は<br>赤字比率(法非適用) (%) (再掲) |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
| 繰入金比率                                | 収益的収入分 (%)                 | 66.2                       | 69.0                       | 67.8                       | 71.0                        | 69.0              | 67.1<br>69.6       | 69.1               | 68.8               | 66.9               | 65.1 |
|                                      | うち基準内繰入金 (%)               | 26.9                       | 21.9                       | 22.7                       | 19.5                        | 54.4              | 52.6<br>51.1       | 52.1               | 53.2               | 54.1               | 61.8 |
|                                      | うち基準外繰入金 (%)               | 39.3                       | 47.1                       | 45.1                       | 51.5                        | 14.6              | 14.5<br>18.5       | 17.0               | 15.6               | 12.8               | 3.3  |
|                                      | うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)        |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
|                                      | うち赤字補てん的なもの (%)            | 39.3                       | 47.1                       | 45.1                       | 51.5                        | 14.6              | 14.5<br>18.5       | 17.0               | 15.6               | 12.8               | 3.3  |
|                                      | 資本的収入分 (%)                 | 61.8                       | 71.7                       | 86.4                       | 50.6                        | 33.7              | 29.2<br>23.4       | 17.4<br>31.9       | 38.0               | 50.9               | 54.6 |
|                                      | うち基準内繰入金 (%)               | 15.2                       | 14.1                       | 24.7                       | 14.6                        | 23.0              | 22.4<br>19.3       | 16.3<br>19.6       | 18.2               | 23.1               | 23.1 |
|                                      | うち基準外繰入金 (%)               | 46.6                       | 57.6                       | 61.7                       | 36.0                        | 10.7              | 6.8<br>4.1         | 1.1<br>12.2        | 19.8               | 27.8               | 31.5 |
|                                      | うち赤字補てん的なもの (%)            | 46.6                       | 57.6                       | 61.7                       | 36.0                        | 10.7              | 6.8<br>4.1         | 1.1<br>12.2        | 19.8               | 27.8               | 31.5 |

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

| 条件項目                      | 収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）   |
|---------------------------|--|
| 1 料金設定の考え方、料金収入の見込み       | <p>農排については、平成18年度末の水洗化率が93.6%であり、未接続世帯の構成は、高齢者のみ世帯が90%以上を占めており、可能な限り接続促進に努めるが、処理区域内人口の減少を考慮するとこれ以上の増収は見込めないため、毎年対前年度比0.5%減で設定している。しかしながら、平成22年度に使用料単価の統一を予定しており、約9,800千円の増収を見込んでいる。(ただし、激変緩和措置として22及び23年度の2年間で50%ずつ改定予定であり、収入としては22年度約4,900千円、23年度約4,900千円をそれぞれ対前年度増収として見込んでいる。)小規模については、平成18年度末現在で5世帯22人(処理区域内9世帯36人)の接続実績となっているが、未接続世帯(4世帯12人)は住居の増改築計画はあるものの資金計画等の理由により接続時期が未定となっているため、平成21年度までは前年同額で設定している。しかしながら、平成22年度に農業集落排水及びコミュニティプラント事業に準じ使用料単価の改定を実施し、約72千円の増収を見込んでいる。(ただし、激変緩和措置として22及び23年度の2年間で50%ずつ改定予定であり、収入としては22年度約36千円、23年度約36千円をそれぞれ対前年度増収として見込んでいる。)</p> |
| 2 他会計繰入金の見込み              | <p>農排及び小規模ともに基準外繰入りに依存せざるを得ない状況であり、また、農排にあつては資本的収支に係る基準外繰入りが資本費平準化債の償還開始によりさらに増加する見込みである。</p>  |
| 3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み | <p>農排については、新規加入申込に伴う公共柵設置工事(8件)を予定している。</p>  |
| 4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  | <p>農排及び小規模ともに施設維持管理経費については、電力料金等の固定経費の削減が見込めない状況であるが、施設修繕等(路面復旧費)の一括発注により前年度対比0.2%減を目指す。</p>   |

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

| 項 目  | 具 体 的 内 容  |
|--|--|
| <p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方           <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul> | <p>「宍粟市定員適正化計画」を平成17年度に策定し、組織の簡素化、運営の効率化を進め職員数の削減を進めている。当計画により計画当初の職員総数（H17.4.1合併時861人）を平成22年4月1日の職員総数を802803人に設定し、計画的な職員数の削減に努めている。（対17比較△59人【△6.8%】、H19.4.1現在 職員総数822人）<br/>また、今後も採用調整等により目標数値まで削減に努め、22年以降については「宍粟市定員適正化計画」を更新し、更なる計画的な職員数の削減に努める。</p> <p>宍粟市行政改革大綱に基づき、各種手当の総点検を行い、特殊勤務手当のうち業務の特殊性の認められにくい手当については、廃止するものとし、給料表についても人事院勧告に基づき適正な運用に努めていく。</p> <p>平成18年4月より、国家公務員の給与構造改革による給与構造の見直しを行い、新給料表を導入することにより、一般行政職給料表で平均△4.8%の削減を図った。また、地域手当については、平成17年度まで調整手当（5%）を支給していたが、給与構造改革を踏まえ、当市が無支給地であることから平成18年度より廃止し、給与削減を図っている。</p> <p>技能労務職員の給与についての情報公開については、市ホームページにおいて他団体や民間との比較を行うなど積極的に行っている。また、今年度末を目標として「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定し、策定したいホームページ等において公表に取り組む。</p> <p>退職時特別昇給については、平成17年度より廃止しており適正な運用に努めている。<br/>定員適正化計画に基づく人員削減により人件費圧縮を図るため、広く勧奨退職者を募集している。この応募者数を増加させるため勧奨退職者に特別昇給措置を行っているが、平成18年度から3か年の特例措置と考えており、平成21年度からは廃止する。</p> <p>共済制度（健康保険・年金）は、県の市町村職員共済組合等に参加しており、また、互助制度については県の町村職員互助会へ加入することで対応しており、事業主負担割合についても平成17年度に県において見直しを行い適正な運営に努めている。</p> |
| <p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用</li> </ul>  | <p>農排及び小規模ともに施設維持管理経費については、電力料金等の固定経費の削減が見込めない状況であるが、施設修繕等（路面復旧費）の一括発注により前年度対比0.2%減を目指す。【課題②】</p> <p>現在、農排及び小規模ともに処理施設の維持管理業務や汚泥処理業務等、可能な限り民間事業者による業務委託を推進し、適正な施設の管理を行っている。地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、現在、おののちに業務委託しているものを、一定の行政権限を与え指定管理者に一括して委託するが、より効率的で効果的な施設の管理運営につながるか、今後、検証をする。</p>   |

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

| 項 目   | 具 体 的 内 容   |
|---|---|
| <p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> | <p>農排については、平成18年度末の水洗化率が93.6%であり、未接続世帯の構成は、高齢者のみ世帯が90%以上を占めており、可能な限り接続促進に努めるが、処理区域内人口の減少を考慮するとこれ以上の増収は見込めないため、毎年対前年度比0.5%減で設定している。しかしながら、平成22年度に使用料単価の統一を予定しており、約9,800千円の増収を見込んでいる。（ただし、激変緩和措置として22及び23年度の2年間で50%ずつ改定予定であり、収入としては22年度約4,900千円、23年度約4,900千円をそれぞれ対前年度増収として見込んでいる。）小規模については、平成18年度末現在で5世帯22人（処理区域内9世帯36人）の接続実績となっているが、未接続世帯（4世帯12人）は住居の増築計画はあるものの資金計画等の理由により接続時期が未定となっているため、平成21年度までは前年同額で設定している。しかしながら、平成22年度に農業集落排水及びコミュニティプラント事業に準じ使用料単価の改定を実施し、約72千円の増収を見込んでいる。（ただし、激変緩和措置として22及び23年度の2年間で50%ずつ改定予定であり、収入としては22年度約36千円、23年度約36千円をそれぞれ対前年度増収として見込んでいる。）農排については、料金統一により平成17年度使用料単価(112円)【類型団体平均119円】が平成23年度に122円(10円増)に改善される見込みである。小規模についても同様に、平成17年度使用料単価(76円)が類型団体平均には乖離があるものの平成23年度に94円(18円)改善される見込みである。【課題①】</p> |
| <p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>                       | <p>市公式ホームページや市広報紙を有効に活用し、わかり易い決算状況等の公表に努める。（毎年6、11月広報誌及びHPにて決算状況等を公開）</p> <p>行政評価については、全ての部・局を対象に平成18年度事務事業評価の試行実施をした。平成19年度は、補助金等事務事業を対象に事務事業評価を実施している。今後は、必要性、公平性、有効性、効率性、経済性の視点から現行の事務事業を見直し、更なる事務事業の効率化及び休止・廃止を踏まえた必要性について検討をする。</p>  |
| <p>5 その他</p>  |   |

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

| 課題                        | 取組み及び目標   |
|---------------------------|---|
| 1 職員数の純減や人件費の総額の削減        | 平成18年度4月より、国家公務員の給与構造改革による給与構造の見直しを行い、新給料表を導入することにより、一般職給料表で平均△4.8%の削減を図った。地域手当については、平成17年度まで調整手当(5%)を支給していたが、給与構造改革を踏まえ平成18年度より廃止した。さらに、県内旅費の日当の廃止や時間外勤務の抑制に努め人件費総額の削減に取り組んでいる。  |
| 2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 | 旧町間で異なる使用料を統一する。(9,800千円の増収)<br>農山村地域の下水道であり区域内人口は減少傾向にあるが、未接続世帯の接続促進や使用料の高い地域への料金統一などにより使用料収入の維持に努める。その他資本整備面にあつては、水道工事との同時発注等により請負率の低下を図る。また、市の公共工事調整会議を活用した共同施工など経費の削減に努める。<br>施設管理等の運営経費においては、現在も外部委託にて実施しているが、市内施設管理の一括発注や複数年発注なども検討し、更なる経費削減に努める。 |
| 3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等      | 使用料収入を確保し、収益的収支に係る基準外繰入を削減する。<br>施設整備に伴う公債費の増加及び高資本費対策適用基準の見直しによる繰出基準団体からの除外により、計画期間中は基準外繰出が増加することとなるが、料金改定や平準化債の活用、経常経費の削減をおこなうことで、増加幅を最大限抑制する。  |
| 4 その他                     |   |

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。